

明初の対日外交と林賢事件

檀 上 寛

はじめに

洪武元年（一三六八）正月、朱元璋が南京で即位して明王朝が成立すると、明は引き続き皇帝即位の璽書を周辺諸国にもたらし朝貢を促した。日本への第一回目の遣使も同年末になされ、これを機に日明交渉の序幕が切って落とされる。遣唐使の廃止以来途絶えていた日中間の国家交流は、明側の積極的な働きかけにより、再び活発な様相を呈することになる。

しかしそんな日明関係も、最初から順調に推移したわけではない。当時の日本は南北朝の分裂期に当たり、国内は混乱を極めていた。日本の事情に不案内なこともあり、当初、明が交渉の相手に選んだのは、九州大宰府に拠る南朝方の懐良親王（後醍醐天皇の皇子）であった。^① 明は洪武五年に懐良親王を日本国王に冊封したため、以後洪武年間には懐良親王（明側の史料では日本国王良懷）の使者と名乗る者が六回入貢する。遅れて將軍足利義満も二回使者を派遣し、さらに九州の島津氏久も独自に入貢するなど、きわめて錯綜した交流が展開された。

それほど活発であった日明交渉も、洪武十九年（一三八六）の懐良

親王の遣使を最後に、突然中断する。再開されるのはそれから十五年後の建文三年（応永八年一一四〇一）のことである。この年、日本国准三后源道義（足利義満）が入貢すると、翌年建文帝は入明使の帰国に際し、答礼の使者を同道させた。しかし、建文帝がほどなく永楽帝に皇位を奪われたため、義満はあらためて永楽帝に封爵を請い、永楽二年（応永十一年一一四〇四）に正式に日本国王に冊封される。以後、義満は彼の死ぬ永楽六年（応永十五年）までに四たび使者を派遣し、永楽帝への変わらぬ忠誠を示し続けた。

義満と永楽帝との関係は措き、ここで注目したいのは洪武十九年から建文三年までの十五年間、日中間の交流が完全に途絶したことだ。日明交渉開始時に見られるこの空白の十五年は、一体何を意味するのだろうか。^② 定説では、明初の政界を揺るがした洪武十三年の「胡惟庸の獄」と、そこから派生した「林賢事件」がその原因だとされる。多くの史料によれば、宰相胡惟庸が謀反を計画した際、寧波衛指揮林賢を日本に送り込み、日本の君臣と接触させて援軍を求めようとした。この陰謀が胡惟庸の死後、洪武十九年に発覚したため、朱元璋は林賢およびその一族を処刑し、日本との国交を断ったという。

林賢事件が国交断絶の直接的原因だとの見方は、日本史の分野では

窓 ほぼ定説化しているようだ。日本との通謀を歴史的事実とみなして、

日明関係を論ずる研究者も少なくない^⑧。一方、中国の研究者は当事件に対して否定的で、胡惟庸の謀反を強調するための捏造にすぎないと見る。最近では山東大学の陳尚勝氏がこの問題を取り上げ、林賢事件の虚構性を多角的に論じている^⑨。日中両学界に認められるこうした解釈の相違は、今後日明関係の研究を進める上で大きな障碍となりかねない。ここはやはり両者の立場を勘案しつつ、あらためて事件の真相を検討しておく必要がある。

その場合、林賢事件を直接あつかう史料から、新事実を見出すことはおそらく不可能であろう。すでに当事件に関する史料は出尽くしており、そこに新たな解釈を加える余地はほとんどない。それゆえ当事件から一旦離れ、周縁の問題を論じることで、事件の本質に迫る手法をとりたいと思う。回りくどいやり方だが、疑案を解明するにはやむを得ない。本稿では従来あまり顧みられなかった一つの史料をもとに、明初外交の公式見解に見られる虚構性をまず明らかにする。それをふまえた上で、最後に林賢事件の真相とそれの持つ政治的意味を考察してみたい。

一 『吏文』収載の榜文に見る明初の外交

明初の対外政策には不明な点が多く、それは史料的制約によるところが大きい。ほとんど官選史料の『明実録』や『大明会典』に負う現状では、数少ない記述をもとに、推測を重ねて論理を構築していくしかない。特に洪武・永楽期の『明実録』には改竄や削除も多く、根本的な事実すら不明なことがある。国家の公式記録の常とはいえず、明初

研究での一つのネックとなっていることは間違いない。

ところが幸いなことに、中国にも残っていない明初の対外政策に関する史料が、断片的ではあるが隣国の朝鮮王朝で保存されていたのである。朝鮮王朝の編纂した中国明代の公文書集、『吏文』収載の史料がそれである。もともと『吏文』自体、戦前に前間恭作氏が訓読を施し、のちに朝鮮史家の末松保和氏が昭和十七年（一九四二）に更訂・出版しているもので、日本の明清史家には馴染みの無いものではない^⑩。ただし不思議なことに『吏文』を使つての研究は、従来ほとんどなされてこなかった^⑪。本稿は『吏文』の史料的価値を紹介するとともに、同書に収載された一史料に着目し、そこから論を敷衍させることを目的とする。

吏文は純漢文と異なり、「時文」を用いた公文書の一形式である。朝鮮王朝では、代々礼曹の承文院で中国との往復文書の記録「吏文謄録」を作成し、外交の用に供することを常とした。のちに吏文の習熟を目的に、吏文謄録を抄録して新たに『吏文』四巻を公刊し、承文院の学官や一般の官僚に学習させた。『吏文』の刊行年次は不明なもの、その注釈書である『吏文輯覽』の編纂が嘉靖十八年（一五三九）のことだから、少なくともそれ以前に『吏文』は刊刻されていたことになる^⑫。先の末松氏の更訂本は、『吏文』三巻（巻一を欠く）に『吏文輯覽』『吏文統集輯覽』を合冊したもので、特に後二者は当時の用語を解釈する際に有用である。

その『吏文』巻四に、「禁約販売番貨事」と標題をつけた洪武三十五年（建文四年 一一四〇二）十一月公布の榜文が掲載されている。明朝第三代皇帝永楽帝が即位して間もない時期に出したもので、明の対

外方針に関する一榜がたまたま『吏文』の中に収められたわけだ。

実は「禁約販売番貨事」の榜文は『南京刑部志』（嘉靖三十五年刊）にも収載されており、すでにこの史料の存在自体は早くから知られていた。『南京刑部志』所収の榜文六十九榜中、五十榜は洪武三十五年十一月二十一日に永楽帝の聖旨で申明されたもので、洪武年間に公布された四十五榜と永楽帝によって新たに発令された五榜とからなる。

「禁約販売番貨事」はその五榜中の一榜に当たる。

『吏文』収載の榜文が『南京刑部志』に比べて貴重な点は、後者にはかなりの節略があるのに対し、ほとんど原文のまま残っていることだ。そのため『吏文』の榜文の検討を通じ、『南京刑部志』では知り得ないことも、明らかになるものと考ええる。いまその全文を掲げれば以下の通りである。

礼部為禁約事。照得洪武三十五年十一月初一日早、本部左侍郎宋礼同刑科都給事中周璟等官、於奉天門、欽奉聖旨、

(A) 「近有軍民人等、私自下海、販売番貨、誘引蠻夷為盜、走透事情。恁礼部將洪武年間諸番入貢禁約事理申明、教各処知道、犯了的照前例罪他。欽此。」

欽遵查得、比先曾有聖旨、

(B) 「①曩自洪武九年間、計諸番入貢者、國雖大小不同、遣使來庭之

國、一十三王。是王等、因航海之便、歲貢如常。②後丞相・大

夫・胡臣相乱、其諸番從謀生詐、間驗是矣。③更遣使各詣番國、

究其所以然、事果多詐而不実、遂断番商、不許往來。只許暹羅・

真臘・琉球・占城・安南・高麗入貢如常。④近年以來、占城閩勝

者弒其君嗣自為、亦断其往來。迩來有言事者、『沿海軍民、私自

下番、誘引蠻夷為盜、有傷良民。』爾礼部出榜去教多人知道、不問官員軍民之家、但係番貨・番香等物、不許存留販賣。其見有者、限三箇月内銷尽、三箇月外、敢有仍前存留販賣者、処以重罪。欽此。」

除覆奏外、今將聖旨事意、備榜条陳、前去張掛、仰各依遵守、須至榜者。（段落及び文中の数字・傍線は引用者による）

礼部、禁約せんが為にす。照らし得たるに、洪武三十五年十一月初一日早、本部左侍郎宋礼が刑科都給事中周璟等とともに、奉天門で次のような聖旨をたまわりました。「最近、軍民人等の中に密かに海に下って番貨を販売し、蠻夷を誘って盜賊となったり、

国内の事情を漏洩する者がいる。なんじ礼部は洪武年間の諸番入貢禁約事理を申明して各処に知らしめ、犯す者は前例に照らして処罰せよ」と。礼部が飲んで調査しましたところ、近頃次のような聖旨が下されております。「先ごろ、洪武九年以来の諸番の入貢するものを計算したところ、国は大小の違いがあるものの、使

者を使わし朝貢してくるのは十三の王であった。これら諸番国の王たちは航海の便を利用して、毎年のように朝貢してきた。後に丞相・大夫・胡臣が相次いで反乱を起こし、諸番国は彼らの謀議に従い不正を働いたので、問い質したところすべて事実であった。そこで各国に使者を遣わし原因を究明させてみると、番国の行う事柄には果たして詐りが多く不実であったので、遂に番商を断って往來を禁止した。ただ暹羅・真臘・琉球・占城・安南・高麗のみ、以前通りの入貢を許可した。最近では、占城の閩勝なる者が新国王を殺して即位したため、またその往來を断った。爾來、

次のような事を言う者がいる。『沿海の軍民でこっそりと番国に出向き、蛮夷を誘い込んで盗賊となり、良民に危害を加える者がいる』と。なんじ礼部は榜文を掲げて多くの者に以下のことを知らしめよ。官員・軍民の家を問わず、番貨・番香等の物を所有・販売することは許さぬ。現在所有している者は、三カ月以内に処分し尽くし、三カ月たっても依然として所有・販売しようとする者は重罪に処す」と。以上のことについて覆奏いたしますと同時に、いま聖旨を榜文に簡条書きにして掲げ、おのおのそれに基づいて遵守させるようにいたします。すべからく榜に至るべきものとす。

見ての通り、『吏文』の榜文には二つの聖旨が収載されている(文中「」の部分)。仮にこの二つの聖旨をそれぞれ(A)・(B)とするならば、建文四年十一月一日(『南京刑部志』では二日)に、「洪武年間諸番入貢禁約事理」の確認を命じる聖旨(A)が下され、礼部の官が前例を調査したところ、「番貨・番香」の所有・販売を禁止する聖旨(B)が、これ以前に発令されていることが分かった。そこで(A)・(B)両者を合わせて榜文として公布するというのが、上に掲げた文章の主意である。榜文公布の日時は明記されていないものの、『南京刑部志』に十一月二十一日とあることは先に見たとおりである。

では、ここでいう「番貨・番香」の所有・販売を禁じる(B)の聖旨は、いつ発せられたのか。結論からいえば洪武二十七年のことであった。『明太祖実録』洪武二十七年正月甲寅の条には次のようにある。

禁民間用番香・番貨。⑤先是上以海外諸夷多詐、絶其往来。唯琉球・真臘・暹羅許入貢、而縁海之人、往往私下諸番、貿易番貨、

因誘蛮夷為盜。命礼部嚴禁絶之、敢有私下諸番互市者、必賞之重法。凡番香・番貨、皆不許販鬻。其見有者、限以三月銷尽、民間禱祀止用松・栢・楓・桃諸香。違者罪之。其兩広所産香木、聽土人自用、亦不許越嶺貨売。蓋慮其雜市番香、故併及之。

民間で番香・番貨を使用することを禁止する。これより以前、上は海外諸国がたびたび不正を働いたということで、中国との往来を禁止した。ただ琉球・真臘・暹羅だけは入貢を許した。ところが縁海部の民衆は往往にして密かに諸番国に出向き、香料や貨物を貿易したり、蛮夷を誘って盗賊となった。そこで礼部に命じて嚴禁し、これを根絶しようとした。あえて密かに諸番国に行つて貿易する者があれば、必ず重罪に処することにした。およそ番香・番貨は、すべて販売を許さない。現在所有している者は三カ月以内に処分し尽くし、民間での祭祀には、ただ松・栢・楓・桃の諸香のみ使用せよ。違反する者は処罰する。広東・広西で産出する香木は、土地の人が自分用に使用することのみ許可し、南嶺以北の地で販売することは許さない。思うに、それらと一緒に番香も販売するのではないかと危惧し、それも禁令の対象にしたのである。

(B)の記載と若干の異同はあるが、番貨・番香の使用禁止はこの時初めて発令されており、聖旨(B)が洪武二十七年のこの簡条に相当するとは間違いない。両者を比較すると、禁令に関しては『明実録』が詳しいが、それ以外の部分では明らかに(B)の方が具体的内容を伝える。このうち明と海外諸国との交流状況を示す部分を、(B)は傍線①②③

④、『明実録』は⑤とするなら、⑤は①②④を要約したものと分か

るだろう（ちなみに『南京刑部志』にはこの部分の記載がない）。

⑤によれば、洪武二十七年以前のこととして、「海外諸夷」が「多詐」であったため、その往来を断って琉球・真臘・暹羅諸国だけの入貢を許したという。ここで指摘された「多詐」の内容が(B)では明確に示されており、一つは②③にあるように、周辺諸国と明の官僚との結託、およびそれに基づく様々な不正を意味するものと思われる。いま一つは④にあるように、周辺諸国の王位継承に見られる非合法性を指す。④の占城の行為が「詐」と認識されていたことは、⑤の文脈で占城が除外されていることから理解できるだろう。④の事件も③と同様、「海外諸夷」の「詐」の一つとみなされているからだ（高麗・安南が除外されているのは、両国は海外諸国ではなく隣接国だと認識があるためだと解される）。

それでは、①から④、つまり⑤の事態はいつ起こったのか。④の閣勝の篡奪については『明実録』に記載があり、洪武二十四年前後のことだと知られるので一応除外する。ここで問題にしたいのは②と③である。

まず②にある「丞相・大夫・胡臣相乱」の文意だが、末松保和編『訓読史文』附載の『史文輯覽』巻四は、「謂胡臣之為承〔丞〕相及大夫者也（胡臣の丞相および大夫と為る者を謂うなり）」と説明する。「胡臣」の丞相あるいは御史大夫が「相乱」したというのだが、「胡臣」そのものに関しては何も述べていない。これについては同書巻二に、「胡太子」を説明して「北元太子也（北元の太子なり）」とあり、胡が元を指していることからすれば、「胡臣」とはかつて元朝の臣下であった者の総称のように思われる。ただし、そうした経歴を持つ明

の丞相・大夫は存在しないので、この解釈自体成り立ち得ない。

おそらくそうした不自然さを認めた結果であろう。十六世紀末に『史文輯覽』を修訂して刊刻された『増定史文輯覽』には、先の文章に続けて「一云胡臣指丞相胡惟庸（一に云わく、胡臣とは丞相胡惟庸を指す、と）」という注釈が加えられている。つまり、胡臣とは丞相胡惟庸その人だというわけだが、ここではこの解釈でなければならぬ。それを裏づけるのが『南京刑部志』所収の次の榜文である。

一榜、洪武二十六年二月十三日、為藍玉謀逆事。奉聖旨、君奉天命則興、臣奉君命則昌。今違君逆命之臣、相繼疊出。楊憲首作威福、胡臣繼踵陰謀、公侯都督亦有從者。頼天地宗廟社稷之靈、悉皆敗露、人各伏誅。今有反賊藍玉、又復逆謀、幾構大禍、已於洪武二十六年正月初十日俱各伏誅。若不昭示中外、將謂朕不能保全功臣者。爾刑部將各人情詞、凶形榜示。

一榜、洪武二十六年二月十三日、藍玉の謀逆の事の為にす。聖旨を奉じたる所、次のようにありました。「君主は天命を奉じれば興り、臣下は君命を奉じれば昌えるものだ。ところが今や君主に背き、天命に逆らう臣下が、次々と続げ様に出現している。

まず「中書左丞の」楊憲がその権威で人々を圧迫し、胡臣がその後を継いで陰謀をたくらみ、公侯都督の中にも従う者がいた。天地宗廟社稷の靈のおかげで、その罪はことごとく露見し、彼らはみな誅に伏した。今また反賊藍玉が逆謀を図り、あわや大禍が生じる所であったが、已に洪武二十六年正月初十日に俱に誅に伏した。もしこのことを天下に示さなければ、朕は功臣を保全することができぬと言う者もあるだろう。なんじ刑部は各人の供述

窓 をもって、図表にして榜示せよ」と。

史 この文章から判断して、「胡臣」が胡惟庸を指すことは明らかで、「胡臣」という呼称が当時一般に通行していたことを物語る。

要するに、洪武九年以後に②の事態が出来たわけだが、それは「丞相・御史大夫・胡惟庸が相乱した」ということで、これが洪武十三年（一三八〇）の胡惟庸の謀反事件、「胡惟庸の獄」に相当することはいうまでもない^④。なぜなら、すでに胡惟庸は洪武六年以来丞相に任じられており、「丞相・大夫・胡臣」の「丞相」も、胡惟庸以外にあり得ないからだ。胡惟庸が重複して記されているのは、単なる修辭上の言い回しにすぎず、「丞相・大夫・胡臣」とは、つまるところ丞相胡惟庸および彼と結託した御史大夫陳寧の二人に他ならない^⑤。それゆえ「諸番が謀に従い詐を生じた」とある「詐」の内容は、諸番が彼らの謀反に加担したことを意味しよう。こうした陰謀は胡惟庸等の取り調べ（問驗）によって、事実と認定されたという。

この事態を受けて、朱元璋は新たな行動に出る。それが③であり、まず諸番国に使者を派遣し、謀反に加担した理由を究明させたところ、彼らの行いには「詐」が多く「不実」であることが明らかになった。そこで「番商」の往来を断ち、今後入貢を許す国は暹羅等六カ国に制限することにした。②と合わせてこの文脈を解釈すれば、周辺諸国に対して入国制限を行った背景には、胡惟庸の謀反事件が関係していたということになる。事実、後にみるように明の公式見解は、そうした立場に立っている。

しかし③の文意をもう少し厳密に検討すると、その見解にはいささか無理のあることに気づく。つまり③では、胡惟庸の謀反に加担した

諸番国を調査したところ、その行為に「詐」のあることが明らかになり、「番商」の往来を断つたとする。要するに、ここで問題としてゐるのは「番商」の不正（詐）であって、諸番国の謀反への加担ではない。「番商」が国家ぐるみで胡惟庸と結託し、謀反を計画したとも考えられようが、そんな事態はとうていあり得ない。なぜなら「番商」の往来を断つたのは、実は胡惟庸の獄とは無関係な別の理由に基づいているからだ。

洪武十六年四月、明朝は周辺諸国に対して、極めて統制的な措置を施した。『鴻猷録』巻六「四夷来王」に、

〔洪武〕十六年癸亥、上以海外諸国進貢、信使往来不実、乃命礼部置勘合・文簿、給發諸国、俾有憑信稽考、以杜奸詐。

〔洪武〕十六年癸亥、上は海外諸国の進貢に際し、使節の往来に偽りがあったため、礼部に命じて勘合と文簿を用意し、諸国に発給して検査の抛り所とさせ、不正行為を防ごうとした。

とある勘合制度がそれである。

すでにこれ以前、民間商人の海外渡航を禁止し、海禁を強化した明朝は、海外貿易は周辺諸国の朝貢に伴う朝貢貿易だけに限定した。しかしその後も民間では海外諸国との密貿易が継続し、沿岸部では倭寇とぐるになった海賊行為も後を絶たなかった。周辺諸国も様々な手段を弄して中国の物資を確保しようと、多くの商人つまり番商を朝貢使の中に紛れ込ませたり、あるいは番商自身が偽裝朝貢使となって来貢した。そのため明朝は胡惟庸の獄の翌洪武十四年（一三八一）に海禁を徹底し、さらに洪武十六年には正規の朝貢使か否かを峻別するため勘合制度を実施したのである^⑥。

先の③の内容は勘合施行当時の状況を指しており、そのこと自体、胡惟庸の謀反とは何の関わり合いもない。③でいう「詐」の内実も、番商が朝貢に多数参加したり、偽装朝貢使となって来朝することに他ならず、これは他の史料からも傍証できる。『皇明祖訓』祖訓首章には、次のように書かれている。

占城国。自占城以下諸国来朝貢時、内帯行商、多行譎詐、故沮之。自洪武八年沮至洪武十二年、方乃得止。

占城国。占城以下の東南アジア諸国が朝貢して来た時、使節の中に商人を帯同し、譎詐を行くことが多かった。ゆえに彼らの入貢を禁止した。洪武八年に禁止し、洪武十二年に至りてやっと禁止を解いた。

勘合実施以前から、すでに周辺諸国の番商による「詐」的行為に、明朝は苦慮していたことが窺える。

要するに、②は洪武十三年の胡惟庸の謀反事件、③は洪武十六年の勘合制度の実施を意味し、もともと両者はまったく別個の事件であった。その相異なる二つの事件が、諸番国の謀反への加担という一事で、結びつけられていることが分かる。番商や諸番国の様々な不正は、諸番国の謀反計画を調査する過程で明らかになったとし、②と③の二つの事実が一つながりのものとして説明されているのである。

ここで注目すべきは、明朝が洪武十六年に朝貢国の選別を行った裏には、一部の国が胡惟庸と通謀し、「詐」を働いたことが大きいとの認識を示していることだ。それは単なる認識というよりは、聖旨の中で述べられている以上、洪武二十七年当時には公式の見解になっていると見なければならぬ。その背景には、すでに既成事実化した胡惟

庸の謀反事件があり、それを他国に拡大解釈することで、諸番国の入国制限をより正当化したとも考えられよう。胡惟庸との通謀疑惑もはや日明間にとどまらず、東アジア規模に広がりを見せていたといえる。

もちろん、洪武二十七年の聖旨―榜文(B)―の意図は、番貨・番香の販売・所有を禁止することであり、胡惟庸と周辺諸国との通謀を問題にしているわけではない。禁令公布に至るまでの状況説明の中で、通謀という一つの虚構が作り上げられたにすぎない。その意味では極めてさりげなく、しかしまた作為的に、明にとって都合のよいストーリーが捏造されたといつてよい。

国内問題であった胡惟庸事件が、明朝の対外政策の中で特別の意味を付与されているわけで、実はこうした事例はこれだけにとどまらない。同様の事件は他にもあった。胡惟庸と三仏齊(シュリーヴィジャヤ王朝)との通謀問題である。この事件もまた、胡惟庸の死後十数年を経て問題化しており、当然のことながら、そこに作為の意図を認めないわけにはいかない。はたして本当に通謀はあったのか。それとも榜文(B)と同様、捏造であったのか。林賢事件の考察の前に、まずは胡惟庸と三仏齊との通謀疑惑を検討しておきたい。

二 胡惟庸と三仏齊との通謀

『明太祖実録』洪武三十年八月丙午の条には次のようにある。

(C) 礼部奏、諸番国使臣・客旅不通。上曰、洪武初、海外諸番与中国

往来、使臣不絶、商賈便之。近者安南・占城・真臘・暹羅・爪

哇・大琉球・三仏齊・渤尼・彭亨・百花・蘇門答刺・西洋・邦哈

刺等凡三十国、以胡惟庸謀乱、三仏斉乃生間諜、給我使臣至彼、爪哇国王聞知其事、戒飭三仏斉、礼送還朝。是後使臣・商旅阻絶、諸国王之意、遂亦不通。惟安南・占城・真臘・暹羅・大琉球自入貢以來、至今來庭。……。

諸番国の使臣・客旅が通行してこない旨を、礼部が上奏した。上が言われるには、「洪武の初め、海外の諸番国は中国と往来し、使臣も絶えなかつたので、商人もこれを便利としていた。近ごろ安南・占城・真臘・暹羅・爪哇・大琉球・三仏斉・渤尼・彭亨・百花・蘇門答刺・西洋・邦哈刺等およそ三十国の中で、胡惟庸が謀反をたくらんだことで三仏斉が間諜を放ち、我が国の使臣を欺いて彼の地に来させたことがあつた。爪哇国王がその事を聞きつけて三仏斉を戒め、使臣を礼送して中国に帰らせた。その後、使臣・商旅の往来は途絶し、諸国王の考えもまた中国に伝わらなくなつた。ただ安南・占城・真臘・暹羅・大琉球だけは、初めて入貢して以来、今も朝貢を続けている。……」と。

これによれば胡惟庸が謀反を企んだ際、三仏斉が秘密裏に彼のもとに使者を派遣し、明の使者を欺いて自国に連れて来たことがあつた。何のために呼んだかは不明だが、この文脈から判断すれば、胡惟庸の謀反に関連しての行為であつたことは明らかである。それを耳にした爪哇国王は、三仏斉を戒めるとともに、明の使臣を礼送して故国に帰らせたという。この事件を契機に明と周辺諸国との往来は途絶え、一部の特定国のみ朝貢を継続したとする論法は、先掲の榜文(B)と同様である。

『明実録』(C)の記載と榜文(B)とに共通する理解は、明が周辺諸国と

の国交断絶を進めた裏には、胡惟庸の謀反事件が色濃く影響していたということだ。洪武も末期になると胡惟庸と海外諸国との通謀は、半ば常識化していたことが窺える。もっとも、(C)は(B)と違い国名が挙げられており、事実経過も詳細である。これだけ読めば確かに胡惟庸と三仏斉とのあいだに、通謀があつたかのように受け取れる。だが結論を先取りすれば、そうした事實はやはり認めがたい。実はこの史料にも巧みな事実のすり替えのあることを、以下論証してみたい。

(C)によれば、三仏斉は胡惟庸の「謀乱」に応じ、偽つて明使を招いたのだから、その年次は洪武十三年の胡惟庸の獄をそれほど遡ることはなからう。十三年に最も近い三仏斉の入貢は洪武十年八月であり、これを最後に三仏斉の来朝は途絶える。この時、三仏斉は新国王の即位を明側に伝え、明はそれに応えて印綬をもたらす冊封使の派遣を決定した。明使が三仏斉に向かつたのは同年十月のことだから、いわゆる明使を欺いた事件は、後にも先にもこの時しか考えられない。

しかし、この度の三仏斉への遣使は、思わぬ事態に発展した。その経緯は洪武十三年十月、爪哇が入貢してきた際にその国王に下した詔勅の中に記されている。『明太祖実録』洪武十三年十月丁丑の条には次のようにある。

(D) 因詔諭其(爪哇)国王曰……朕君主華夷、撫御之道、遠近無間。

爾邦仮居海島、頃嘗遣使中国、雖云修貢、實則慕利、朕皆推誠以礼待焉。前者、三仏斉国王遣使奉表、来請印綬、朕嘉悅其慕義、遣使賜之、所以懷柔遠人。爾奈何設為奸計、誘使者而殺害之、豈爾恃險遠、故敢肆侮如是歟。

因りて爪哇国王に詔諭して言った。「……朕は中華と夷狄の君主

となり、その民を慈しみ統御する方法は、遠近によって区別することはない。なんじの国はるか海島にあって、このごろ中国に使者を寄こしてきた。修貢と言いながらも実は利を慕うてのことだが、朕は皆の者を誠心誠意礼遇してやった。先ごろ、三仏斉国王が使者を派遣し表を奉じて、国王の印綬を求めてきた。朕は彼の義を慕う気持ちを嬉しく思い、使者を遣わして印綬を与えようとした。遠方からやってくる者を懐柔するためである。にもかかわらず、なんじはどうして奸計をめぐらせ、使者を誘って殺害してしまったのか。まさか地の陰遠なるを恃み、我を侮ってそんなことをしたのではあるまいな。……」と。

三仏斉に派遣された明使が、途中爪哇のために捕えられ、殺害されるという事件が勃発したのである。当時三仏斉は隣国の爪哇の支配下にあり、明の冊封により三仏斉の勢力が増すことを、爪哇が恐れたためだと推察される。爪哇国王への詔諭は、そうした爪哇の行動を譴責するために、爪哇国使の帰国に当たって発せられたものであった。『明実録』(C)にいう「爪哇が三仏斉の行動を戒めて、明使を礼送して帰らせた」という状況と、まったく反するものだといわねばならない。

では(C)と(D)とは、無関係な別個の事件なのか。私はそう思わない。(C)の続きには、次のような事実が記載されている。

凡諸番国使臣来者、皆以礼待之、我待諸番国之意不薄、但未知諸国之心若何。今欲遣使諭爪哇国、恐三仏斉中途阻之。聞三仏斉係爪哇統属、爾礼部備述朕意、移文暹羅国王、令遣人转達爪哇知之。于是礼部咨暹羅国王曰、自有天地以来、即有君臣上下之分、

且有中国四夷之礼、自古皆然。我朝混一之初、海外諸番、莫不來庭。豈意胡惟庸造乱、三仏斉乃生間諜、給我信使、肆行巧詐。……皇上一以仁義待諸番国、何三仏斉諸国背大恩而失君臣之礼、抛有一叢之土、欲与中国抗衡。倘皇上震怒、使一偏将將十万余越海問罪、如覆手耳。何不思之甚乎。皇上嘗曰、安南・占城・真臘・暹羅・大琉球、皆修臣職、惟三仏斉使我声教。……。爾暹羅王独守臣節、我皇上眷愛如此、可转達爪哇、俾以大義告於三仏斉。三仏斉係爪哇統属、其言彼必信、或能改過從善、則与諸国咸礼遇之如初。勿自疑也。

「およそ諸番国の使臣で来朝する者があればすべて礼遇しており、諸番国に対する我が方の待遇は決して疎かではない。だが諸国がどのように思っているかは、なかなか分からないものだ。今、使いを遣わし爪哇国に詔諭しようと思うが、おそらく三仏斉が中途で使者を阻むであろう。聞くところによれば、三仏斉は爪哇の統属下にあるという。なんじ礼部は朕の考えを詳しく述べて暹羅国王に書状で伝え、そこから爪哇に転達させてこのことを知らしめよ」と。この結果、礼部は暹羅国王に書状を送って言った。「天地が生まれて以来、君臣上下の分があり、また中国四夷の礼があるのは、古より決まったことである。我が朝が天下を統一した当初、海外の諸番国で来朝しない国はなかった。まさか胡惟庸が反乱を起こし、三仏斉が間諜を放って明使を欺き、ほしいままに不正を働くとはい夢にも思わなかった。……皇上一に仁義をもって諸番国をもてなされているのに、どうして三仏斉諸国は大恩に背き、君臣の礼を失い、ちっぽけな土地に拠って中国と対

抗しようとするのか。もし皇上が震怒なされ、將軍に十万の兵を与えて海を越えて罪を問われたならば、手をかえすように簡単に鎮圧されることだろう。なぜそのことを思わないのか。皇上がかつて言われた。『安南・占城・真臘・暹羅・大琉球は皆、臣職を修めているのに、ただ三仏齊だけが我が名声と教化を拒んでいる。……』と。なんじ暹羅王は独り臣節を守っているので、我が皇上もことのほか目をかけておられる。爪哇に申し伝えて、爪哇から三仏齊に大義を告げさせよ。三仏齊は爪哇の統属下にあるので、爪哇の言うことであれば必ず信じるであろう。過ちを改め善道に従うならば、諸国とともに以前通り礼遇しよう。このことを疑ってはならぬ」と。

この記事は洪武三十年当時の状況を示しており、ここに述べられているように三仏齊は爪哇の統属下にあった。多くの海外諸国が朝貢してくる中、三仏齊だけは明の「声教」を拒んで海上交通を妨害したらしい。そこで爪哇に論じて三仏齊を説得させようとしたが、三仏齊が途中で明の使者を阻むことを恐れ、暹羅国王に書状を送り、そこから爪哇に伝達させたのである。

問題は、ここで「中国と抗衡する」国として描かれた三仏齊の内実である。『明史』三仏齊伝は、洪武三十年前後のことを次のように記している。

時爪哇已破三仏齊、拋其国、改其名曰旧港、三仏齊遂亡。国中大乱、爪哇亦不能尽有其地、華人流寓者往往起而拋之。有梁道明者、広州南海県人、久居其国。閩・粵軍民泛海従之者数千家、推道明為首、雄視一方。

当時、爪哇はすでに三仏齊を敗り、その国を占拠して旧港と改名したので、三仏齊は亡んだ。国中大いに乱れ、爪哇もまたすべての地を占領できなかつたので、華人の流寓者がしばしば起ち上がり、その地を根拠とした。梁道明という者がいた。広州南海県の人で、久しくその国に住んでいた。福建・広東の民で海を渡って彼につき従う者が数千家あり、彼を推してリーダーとすると、地方で威勢を張っておごり高ぶるようになった。

爪哇が三仏齊を滅ぼし、旧港と改名したというのは事実に対し、旧港はかつての三仏齊の古都パレンパンの漢文名である。すでにこの頃には三仏齊の実体はなく、パレンバンは旧港と呼ばれて、有力な華僑の海賊集団の根拠地と化していた。永楽五年（一四〇六）の鄭和の遠征時に捕獲され、南京で処刑された陳祖義は、そんな旧港の海賊の頭目の一人であった。彼は海上で海賊行為を働き朝貢使の往来を妨害したというから、こうした旧港の海賊の横行は、少なくとも洪武末期には始まっていたはずである。つまり、先に海上で明使を阻むと危惧された三仏齊の実体は、かつての三仏齊とは異なり、彼ら華僑の海賊集団であったわけだ。

以上の事実を整理すれば、次のように総括することができる。即ち、洪武三十年に朝貢国の減少を上奏した礼部に対し、朱元璋は三仏齊対策を指示した。それは三仏齊（実は旧港の海賊集団）が海上に勢力を張り、使節の往来を阻害するため、朝貢国も減少したとの認識からである。そのため三仏齊を事実上支配している爪哇に取り締まらせようと、最も信頼する暹羅に命じてそのことを爪哇に伝達させた。その際、暹羅に下す宣諭の中で、三仏齊の不法を列挙し、本来三

仏齊が被害者で爪哇が加害者であったかつての事件を、あたかも三仏齊が加害者であるかのように書き変えたのである。三仏齊の取り締まりを命じる爪哇の立場を慮り、かつての罪を洩塗した結果であった。極めて政治的かつ作爲的な操作が行われたといわねばならない。

こうして一つの虚構が生み出されると、そこにあらたな虚構が付け加えられた。胡惟庸の謀反である。当時、胡惟庸の謀反は否定できない事実であり、その事実が加味されることで、三仏齊の悪事は強調され、真実味を帯びることになる。それは胡惟庸を貶め、彼の謀反がいかに巧妙であったかを裏づけることにもつながろう。三仏齊の不法の原因は胡惟庸の謀反にあるとすることで、三仏齊の罪は動かし難いものになる。ここに胡惟庸と三仏齊との通謀という虚構が、胡惟庸の獄から十七年後に作り上げられたわけだ。

胡惟庸と三仏齊との通謀という『明実録』の記述は、先の榜文(B)の内容と同じく、作爲的に生み出されたものであった。一旦公式の見解として記録に残ると、よほどのことがない限り否定されることはない。『明史』三仏齊伝もその見解を踏襲し、他の諸書も同様の立場を取る。こうして三仏齊の謀反への加担は、一つの事実として定着した。洪武十年まで従順に朝貢していた三仏齊にすれば、いわれない濡れ衣を着せられたというべきだろう。

三 林賢事件の真相

前章および前々章で、胡惟庸事件が海外諸国に波及したケースを二つ見た。両者に共通するパターンは、明が海外諸国との関係を調整する際に、その行為の正当化のために胡惟庸との通謀問題を捏造してい

ることである。対外政策を遂行する上で胡惟庸事件が利用されているわけで、決して胡惟庸の悪事を強調することにねらいがあるわけではない。

こうした捏造の原形は、いうまでもなく洪武十九年の林賢事件にある。胡惟庸と日本との通謀問題は、林賢処刑後に公刊された『御製大誥三編』を通して広く知られており、日本も洪武十九年以来一度として入貢することはなかった。洪武末にはすでに林賢事件は動かしがたい既成事実であり、そうした前例をもとに、先の二つの通謀事件も容易に信じられたものと思われる。虚構が事実として受け入れられるだけの下地が、当時の社会にはあった。林賢事件はもはや日明間の枠を越え、「通謀」という虚構を裏づける大きな根拠となっていたといえる。

では、当の林賢事件は、実際のところどうであったのか。はたして胡惟庸と日本との間に通謀があったのか。それとも朱元璋の捏造なのか。最初に事件の全貌を伝える『明史』日本伝によって、ことの経過をみておきたい。

〔洪武〕十九年、遣使来貢、却之。……先是、胡惟庸謀逆、欲籍日本為助。乃厚結寧波衛指揮林賢、佯奏賢罪、謫居日本、令交通其君臣。尋奏復賢職、遣使召之、密致書其王、借兵助己。賢還、其王遣僧如瑤率兵卒四百余人、詐称入貢、且獻巨燭、藏火藥・刀・劍其中。既至、而惟庸已敗、計不行。帝亦未知其狡謀也。越数年、其事始露、乃族賢、而怒日本特甚、決意絶之、專以防海為務。……後著祖訓、列不征之國十五、日本与焉。自是、朝貢不至、而海上之警亦漸息。

〔洪武〕十九年、日本が使者を派遣してきたが、これを斥けた。

……これより以前、胡惟庸が謀反をたくらみ日本の援助を得ようとした。そこで彼は寧波衛指揮林賢と結託すると、偽って林賢の罪を上奏して日本に流適し、その国の君臣と接触させた。ついで上奏して林賢を復職させ、彼を召還するために使者を派遣した際、密かに日本国王に書状を送って援兵を請うた。林賢が帰還すると、日本国王は僧如瑤に兵卒四百余人を率いさせて偽って入貢し、しかも火薬・刀・剣を巨大な蠟燭に隠して献上させようとした。ところが彼らが到着してみると、胡惟庸はすでに敗れていたため計画は実行されず、帝もまたこの陰謀を知ることにはなかった。数年後〔の洪武十九年〕、その事実がはじめて露見したため、林賢とその一族を処刑した。帝の日本に対する怒りは特に激しく、国交断絶を決意してもっぱら海防に力を入れた。……後に『皇明祖訓』を著し、「不征の国」十五を列挙すると、日本もその中に加えた。これより日本は朝貢して来ることがなくなり、海上での警戒すべき事態はようやく収まった。

「日本伝」のこの記述の原史料が、先の『御製大誥三編』『指揮林賢胡党第九』であることは、よく知られている。この史料をもとに林賢事件の虚構性を、多角的に論証したのが陳尚勝氏である。陳氏は『御製大誥三編』に記された事実の時間的不適合性、日明関係の正常化以前に林賢が日本に流適されたとする非現実性、日本側にこの事件に関する史料がまったくないことの不自然性、および胡惟庸の獄から六年後にこの事件が蒸し返されたことの作為性などから、林賢事件の信憑性はきわめて薄いと結論する。

また洪武十四年に入貢した実在の日本僧如瑤が、謀反の片棒をかついだように記されたのは、彼の入貢時の傲慢な態度にあるという。連年の倭寇の活動と、前年（洪武十三年）の日本使節の非礼を詫びないだけでなく、極力責任のがれをしたことが朱元璋を激怒させ、それが『御製大誥三編』の記述につながったとする。さらに明末の日明関係の不穩化が林賢事件を粉飾させ、原史料にもなかった火薬・刀剣類の持ち込みという虚構を、野史の類に附加させることになった。『明史』『日本伝』は、その説を踏襲したものにすぎないという。

傍証に基づく推測ではあるが、恐らくそうだろう。前章までの二つの事例からも、林賢事件が史実である可能性は、まずない。私も陳氏の説に賛成したい。ただし陳氏と私とでは、事件の意義づけについて見解の異なる点もある。それは陳氏が林賢事件を胡惟庸の悪行を強調するための、単なる国内問題として捉えているのに対し、私は先の二つの事例と同じく、目的は別にあると考えていることだ。目的とは、いうまでもなく事件後なされた日本との国交断絶である。この点は、やはり具体的な日明交渉の経緯を通して、検討してみる必要があるだろう。

日明交渉開始時の状況は、次の三時期に区分して考えるのが理解しやすい（『日明関係年表』参照）。第一期は、明使の第一回日本派遣から大宰府の懐良親王が日本国王に冊封されるまで。年代でいえば、洪武元年（一三六八）から五年（一三七二）までがこれに当たる。第二期は、「日本国王良懷」との間に曲がりなりにも国交が成立していた時期。この間、足利義満・島津氏久等が使者を派遣したが、ともに斥けられている。時期的には、洪武五年から十二年（一三七九）までが

〔日 明 関 係 年 表〕

年 月	事 項
洪武1年 11月	太祖朱元璋、最初の使者を日本に派遣。使者は倭寇に殺害される。
2 . 2	楊載・呉文華等七人を日本に派遣。五人が懐良親王に殺害される。
3 . 3	楊載・趙秩等を日本に派遣。
4 . 10	懐良親王の使者僧祖來等入貢。冊封使として仲猷祖闡・無逸克勤等八人の派遣を決定。
5 . 5	仲猷祖闡・無逸克勤等、懐良親王を冊封するために明州から出帆して博多に到着。九州探題今川了俊によって聖福寺に抑留される。
6 . 6	仲猷祖闡・無逸克勤等、上洛。足利義満と会見。
7 . 6	義満の使者聞溪円宣・子建浄業等入貢。無表のため斥けられる。島津氏久の使者僧道幸等入貢。陪臣のため斥けられる。「日本国」、倭寇に掠奪された中国人109人を返還。
8 . 6	「日本国」入貢。
9 . 4	日本国王良懐の使者僧圭廷用等入貢。
12 . 閏5	日本国王良懐の使者劉宗秩・通事尤虔等入貢。
13 . 1 5 9 12	「胡惟庸の獄」勃発。 日本国王良懐の使者僧慶有等入貢。無表と不誠のため斥けられる。 征夷将軍源義満の使者僧明悟・法助等入貢。無表のため斥けられる。 「日本国王」を叱責する詔を發する。
14 . 7	日本国王良懐の使者僧如瑤等入貢。入貢を拒絶して日本国王を叱責。同時に日本征夷大將軍を叱責。
19 . 10 11	「林賢事件」発生。 日本国王良懐の使者僧宗嗣亮等入貢。斥けられる。
30 . 閏5	太祖朱元璋死去。建文帝即位。
建文3 . 5	日本国准三后源道義、祖阿・肥富等を明に派遣。
4 . 2 6	建文帝、天倫道彝等を日本に派遣し、義満に大統曆を賜う。 南京陥落。永楽帝即位。
永楽1 . 8 10	永楽帝、趙居任等の日本への派遣を決定。 日本国王源道義の使者堅中圭密等入貢。永楽帝、使者を派遣して義満を日本国王に冊封する。
2 . 10 11	日本国王源道義の使者梵亮等入貢。 日本国王源道義の使者永俊等入貢。

○本年表は『明実録』の記載を基本とし、『皇明通紀』『明史』『善隣国宝記』『大日本史料』等を参考にして作成した。

窓 それに相当する。第三期は、懷良・義満の両者を含めて日本からの使

者はすべて拒絶され、日明関係が次第に悪化して、最後は林賢事件で
史 国交が途絶する時期。洪武十三年（一三八〇）から十九年（一三八六）
までである。

三時期に共通するのは、常に両国の交渉の裏に倭寇の影がつきま
っていることだ。それは第一期の初っぱなから早速現れた。王朝創設
直後の洪武元年十一月、日本に送った第一回目の使者は五島列島あた
りて倭寇に殺害され、日本には到着しなかったといわれる。国交が開
始されて以後も、明側はたえず倭寇の取り締まりを日本に求め、それ
に応じて日本からも、倭寇に拉致されてきた中国人の返還をたびたび
行っている。明側が日本との国交樹立を望んだ最大の眼目が、倭寇問
題の解決にあったことは間違いない。

しかし、その後の日本の態度は、決して明側を納得させるものでは
なかった。倭寇の取り締まりを求める明側のたび重なる主張に対し、
日本は必ずしも誠意ある対応をしなかったからだ。当初、倭寇の背後
には日本国王の策謀があると踏んでいた朱元璋も、途中で日本国王と
倭寇とは無関係との認識を示すに至る。だが洪武三年の日本への詔諭
の中で、今後も倭寇が侵害すれば、いつでも日本征討の用意があると
表明するなど、倭寇と日本政府とを切り離して考えていない。倭寇の
被害が拡大するにつれて、明の苛立ちは一層高じたと見え、この姿勢
はやがて日本への恫喝へと変化していく。

倭寇とは別に、日本の「不遜」な態度も、明側を立腹させた大きな
理由であった。洪武九年の懷良の使者の入貢あたりから、日本のもた
らす「表文」をめぐる、明側の譴責が繰り返されるようになる。九年

には懷良の表文の「詞語不誠」であることが責められ、十三年五月に
は無表であるため入貢が斥けられた。また同年九月の義満の使者は、
無表であるうえ宰相に奉った書状が「辞意倨慢」であることを理由
に、入貢を拒絶されている。さらに同年末には日本国王に詔諭が下さ
れ、日本を「東夷」と見下す一方、入明使節の「匪誠」をなじり、日
本の「傲慢不恭」な姿勢を罵倒している。

こうした日本側の「不誠」な態度の中で、最大の事件が有名な懷良
の「上言」である。『明史』日本伝は洪武十四年のことと記している
が、村井章介氏の最近の研究で、洪武十三年五月の入明時のものであ
ることが明らかにされた。『臣聞、三皇立極、五帝禪宗』で始まるこ
の上言は、大国・明の脅迫に屈せず、日本の気概を示したものとし
て、戦前には盛んに喧伝されたものである。その節略を挙げれば、お
よそ次のようになる。

臣聞、天朝有興戰之策、小邦亦有御敵之圖。論文有孔・孟道德之
文章、論武有孫・吳韜略之兵法。又聞、陛下選股肱之將、起精銳
之師、來侵臣境。水沢之地、山海之洲、自有其備、豈肯跪途而奉
之乎。順之未必其生、逆之未必其死。相逢賀蘭山前、聊以博戲、
臣何惧哉。倘君勝臣負、且滿上國之意、設臣勝君負、反作小邦之
羞。自古講和為上、罷戰為強、免生靈之塗炭、拯黎庶之艱辛。特
遣使臣、敬叩丹陸、惟上國凶之（『明史』日本伝）。

臣が聞くところによりますと、天朝には興戰の策があるというこ
とですが、小邦にもまた御敵の計略があります。文を論ずれば
孔・孟道德の文章があり、武を論ずれば孫・吳韜略の兵法がござ
います。また聞くところでは、陛下は股肱の武將を選び、精銳の

師を起し、臣の国境に侵攻しようとなされているとのこと。水沢の地、山海の洲には自ずから備えがありますれば、どうして道端に跪いて言いなりになりましょうや。言うことを聞いても必ずしも生きる保障はありませんし、逆らっても死ぬとは限りません。ここはお互い賀蘭山の前で出会って、かりそめに博打でもって勝負を決しましょう。どうして臣が惧れることがありません。もし君が勝って臣が負ければ、いささかなりとも上国の気持ちを満足させるでしょうし、もし臣が勝って君が負けるようであれば、それはかえって「上国に背いた」小邦の羞でもありません。

昔から和を講ずることは上、戦を止めることは強といわれ、そうすることで生靈を塗炭から免れさせ、民衆を艱辛から救うことができます。特に使臣を遣わして、うやうやしく宮中で拜礼いたしますので、上国はこのことをよくよくお考えになっていただきたい。

征討をほめかず明側の恫喝に対し、賀蘭山（寧夏回族自治区）の前で博打をして勝負を決しようというこの挑発的な言辞は、とうてい明側の認め得るものではなかった。懐良の上言は表文として扱われず、今回の使者は「無表」と「不誠」を理由に斥けられたのである^⑧。明からすれば、もはや日本の態度を常軌を逸したものに映ったに違いない。

こうしたさなかの洪武十四年七月、懐良親王の使者・僧如瑤が入貢してくる。彼が表文を持参したか否かは不明だが、日本に対する不信の念で固まる朱元璋が入朝を許すはずもない。前年と同様、入貢は拒絶された^⑨。もっとも懐良が前年度に引き続き、使者を派遣した目的は

どこにあったのか。明との関係修復を企図したものであれば、如瑤の態度はあまりにも明側の感情を逆撫でするものであったからだ。明側の譴責に言い逃ればかりする如瑤に対し、臣下の中には彼を誅殺するよう要求する者もいた。

さすがにその要求は斥けられたものの、朱元璋は礼部に命じて日本国王宛ての譴責の書を再び送らせた。そこでは日本が島国の有利な地形を恃んで、倭寇を放って隣国を侵略しているとし、その分を知らない夜郎自大的な態度を強く叱責している。また義満にも書を送り、今まで日明間で起こった日本の非礼の数々を縷々綴るとともに、今後日本が相変わらず反抗的な態度を取れば、それは「將軍之利」ではないと脅迫的な言辞を述べている^⑩。

注目すべきは、懐良の使者である如瑤の入貢に際し、懐良ばかりか義満にも譴責の書を送っていることである。しかも義満宛ての書状の中で、本来義満とは無関係な瑤如をなじり、あたかもその責任が義満にあるかのような書きぶりをしていることだ。これは日本国王良懐がすでに実体のない存在であり、義満が良懐を僭称しているとみなしたの言動なのか。あるいは良懐も義満も同じ日本のリーダーである以上、一蓮托生に責任を取らせようとした結果なのか。そのあたりはよく分からない^⑪。いずれにせよ、朱元璋はこの時すでに、日本に対して何らかの策を打つ必要を実感していたに違いない。

こんな朱元璋の態度を決定づけたのは、以前にも増して活発化した沿岸部の倭寇の活動であった。朱元璋は洪武十六年以來、山東から浙江に至る沿岸部で海防体制の強化を図り、数万人規模の兵士を要地に分駐させて倭寇の襲来に備えさせた。とりわけ洪武十七年には開國の

窓 功臣である信国公湯和を浙江に派遣し、海岸線に多数の衛所を新設したり城塞を築かせている。城塞の完成は洪武二十年の末で、この間、海浜の衛所に船を建造させて海上を巡察させたり、漁民が倭寇と結託しないように出漁を禁じる措置まで取っている。いくら日本に命じても埒のあかない倭寇対策を、自ら独自に行った形であった。

ここで極めてうがった見方をすれば、以上のような海防体制が強化される最中に、洪武十九年の林賢事件が発生したのではないか。それは林賢と日本との通謀などではなく、単なる倭寇との結託、密貿易の類であったと思われる。当時、沿岸部の軍・民の密貿易を示す史料は枚挙にいとまなく、朱元璋もその事態に手を焼いていた。たまたま湯和の駐在する浙江地域で、寧波衛指揮林賢の不正が発覚したため、この事件が利用されたのではないか。

倭寇対策を疎かにするばかりか、不遜な態度をとり続ける日本に対し、朱元璋は不満を募らせていた。あるいは洪武十四年の如瑤の入貢時には、すでに日本との国交断絶を考えていたかも知れない。その後、倭寇の跳梁は一向に止まず、その対策に追われる中で、日本への不信感は極度に高じていたものと思われる。そこに起こったのが林賢の不正である。朱元璋はこの機を見逃さなかった。彼は林賢の背後には胡惟庸の策謀があり、日本もそれに加担していたとして、国家間の陰謀事件に仕立て上げたのである。

林賢事件が洪武十三年ではなく十九年であったことは、それが本来胡惟庸事件と無関係であったことを間接的に物語る。まさに日明関係が最も悪化したときに起こったのが、林賢の不正であった。このため林賢の瑣末な犯罪が、一転して胡惟庸の謀反と結びつけられ、日明間

の国交断絶の口実とされた。林賢処刑の二週間後に入貢した良懐の使者が、表文を持参したにもかかわらず拒絶されたのも、その意味では当然であった。おそらく彼らに対して、国交断絶が通達されたものと思われるが、使者にすれば寝耳に水であったろう。以後、洪武年間を通じて、日本からの入貢は一度もない。

林賢事件で一応決着のついた日明関係だが、明側の処置はこれだけにとどまらなかった。さらに周到をきわめた措置が下された。明朝の基本方針として、日本との国交断絶が子孫に厳命されたのである。事件から九年後の洪武二十八年（一三九五）、諸王に頒示した『皇明祖訓』の祖訓首章には、次のように記されている。

日本国雖朝実詐、暗通奸臣胡惟庸謀為不軌、故断之。

日本国は朝貢はしてくるが、実は詐りである。密かに奸臣胡惟庸と通じて不軌を謀ったので、国交を絶った。

もともと『皇明祖訓』は洪武六年に『祖訓録』として公布され、のちに改定を施し十四年に再度公布された。現存の『祖訓録』はこの十四年本の写本であるが、そこには先の文章はなく、「不征国」の一つとして日本の国名が挙げられているにすぎない。だが十四年後の『皇明祖訓』には、この一節が割り注として加えられた。ここでいう「詐」の内実は、直接的には胡惟庸との陰謀を指すが、朝貢時のたび重なる「不誠」な態度も、その認識の前提にある。国初以来の日明関係の推移はこの文章に集約され、「詐」なる日本国のイメージが定着した。林賢事件はこの措置をもって、完全に歴史上の事実となったのである。

おわりに

私はかつて朱元璋の統治方針について、次のように書いたことがある。

元末の反乱を鎮定して新天子となった朱元璋にとり、早急の課題は元朝にかわる新王朝の基礎を確立することであった。朱元璋をはじめ明初の為政者は、儒教主義を標榜して明王朝を正当化する一方、儒教的秩序に依拠しながら体制固めを進めていった。その際、国家建設の理論的支柱とされたのが、ほかならぬ天命思想と華夷思想であったことはいうまでもない。

具体的には、天命思想に基づく君―臣―民の天下秩序をもとに、国内の身分序列を整序し、華夷思想に由来する周辺諸国との宗属関係（宗主国と藩属国との関係）を通じて、国際秩序が確立された。朱元璋はその中心にあって、秩序の統括者としての役割を果たし、彼を基軸とした中華と夷狄の共存する世界が、久方ぶりに東アジアに出現する。……

朱元璋が東アジア世界に求めたものは、中華の天子たるおのれを中心に、「四夷朝貢」の洪武の盛時を現出することであった。それは経済よりも政治を重視する明初という時代において、交易による経済的利潤を一旦放棄してまでも、早急に実現すべき課題であった。そんな姿勢の一つの帰着点が、洪武十六年の勘合制度に他ならない。自由な民間交易を一切禁止し、明と周辺諸国とのあいだに正規の使節を往来させることで、東アジアに礼的秩序を確立しようとしたのである。

そうした中で、唯一朱元璋の思惑通りに動かなかったのが日本であ

る。日本の国内事情が日明間の国交を一元化させなかったことや、政治権力の間隙をついた倭寇の跳梁もあり、朱元璋には日本の「不誠」な態度だけが印象づけられた。国際秩序の確立に躍起になる朱元璋と、それから逸脱した日本。両者の関係を考えれば、日本が早晩、国交断絶の宣告を受けるのは必至であり、それは明を中心とした国際秩序への参加を拒否されたことを意味しよう。日本の思惑がどうであれ、すでに明側には国交断絶という既定方針が、暗黙の内に定まっていたといえる。

もちろん、自政権の正当化を図る朱元璋にすれば、中華の威徳を慕って来貢する「番国」に対し、一方的に国交断絶を宣言するだけでは大義名分が立たない。日明間の国交断絶を正当化する必要があるわけで、それに利用されたのが林賢事件である。謀反という最も重い罪名を日本に着せることで、国際秩序から排除する名分を作り上げたわけだ。それは対日本向けの口実というよりは、既定方針にけりをつけるための国内的措置であった可能性が高い。当事国日本にはあまりにも自明の捏造であるだけに、日本に向かって宣言するわけにはいかなかったからだ。おそらく何らかの理由を設けて、国交断絶が通告されたものと思われるが、日本側に林賢事件に関する資料が一切ないのも、そんな事情と関係しているかも知れない。

いずれにせよ、朱元璋が国際秩序の確立に力を入れるほどに、それに比例する形で朝貢国は減少した。一般に朱元璋の晩年は対外政策に消極的で、朝貢国も国初に比べて減少したといわれるが、それは消極的というよりは、むしろ統制強化のもたらす必然的な現象だとみてよい。朱元璋は周辺諸国の入貢をやみくもに拒絶したのではない。秩序

窓 重視の姿勢が周辺諸国に種々の無理を強い（例えば勘合制度）、結果として脱落を招いたというのが実状に近い。まさにその意味では、対外的積極策の裏返し現象でもあった。

とはいえ、朝貢国の減少はまぎれもない事実であり、やがて洪武三十年の礼部の上言となって表れる。朝貢国の激減を危惧する礼部に対し、朱元璋は三仏斉対策を指示するが、ここで朝貢国減少の遠因とされているのが、やはり胡惟庸事件であることは興味深い。一方では朝貢国の制限を正当化する口実である胡惟庸事件が、他方では朝貢国減少の言い訳とされているわけで、その時々々の事情で事件が恣意的に利用されていることが窺える。この点からいっても、胡惟庸事件の虚偽性は動かし難いものといえるだろう。

林賢事件は、胡惟庸事件から派生した政治的な事件である。明にとり、その事件の持つ意味はさほど大きくないかも知れないが、日本に与えた影響は計り知れない。結局日本はこれ以後十五年間、入貢を自粛せねばならなかった。自業自得とはいえ、明の都合で事件が捏造され、国際秩序から除外されたことがその背景にある。しかもその捏造は今なお十分に説明されないまま、新たなストーリーを生み出しつつある。本稿は中国史の立場からそうした趨勢に一石を投じ、日明関係史にいささかの修正を加えようという目的を持つ。その試みが成功しているか否か、それは今後のさらなる研究を待たねばならない。

注

① 朱元璋が日本の現状を知らなかったとの通説には、反論がないわけではない。村井章介氏によれば、元末初期は日中禅僧の往来が最も盛んだった時期で、朱元璋は日本からの禅僧を通じて、日本の分裂状況を熟知して

いたはずだという。大宰府の懐良を日本国王に封じたのは倭寇禁圧のためで、倭寇の根拠地である北九州を勢力下に置く懐良を、利用しようとした結果であったとみる。『アジアの中世日本』第二部、Ⅳ「日明交渉史の序幕―幕府最初の遣使にいたるまで―」校倉書房、一九八八年。同「中世日本の内と外」筑摩書房、一九九九年。

② 『足利家官位記』（『群書類従』第四輯「補任部」所収）によれば、「鹿苑院殿、義満、……〔応永四年〕八月五日、被立遣唐使。同九年八月三日、令出兵庫給。同九月五日、唐使御対面」とあり、応永四年（洪武三十年＝一三九七）に遣明船の派遣が計画されたようである。しかし明側に日本入貢を示す史料がないこともあってか、この事実が問題とされることはほとんどない。はたして本当に計画はあったのか。また、この記述の信憑性はどうか。日本史專家の御教示をお願いしたい。

③ 例えば村井章介「中世日本列島の地域空間と国家」『思想』七三一号、一九八五年。のち註①、前掲書『アジアの中世日本』に収録。同「日明の政治的連環―一三七六―一三八六―」『国境を超えて―東アジア海域世界の中世―』（校倉書房、一九九七年）、橋本雄「室町幕府外交の成立と中世王権」『歴史評論』五八三号、一九九八年、など。

④ 陳尚勝「胡惟庸通倭問題弁析」『閉関与開放―中国封建晩期対外関係研究―』山東人民出版社、一九九三年。

⑤ 前掲恭作遺稿、末松保和編纂『訓読史文 附史文輯覽』国書刊行会、一九七五年。初版は一九四二年。なお、『訓読史文』の底本は、前掲恭作氏が浅見倫太郎氏の旧所蔵本を手写し、それに訓読を施したものである。現在、浅見本は宮内庁書陵部に、また前掲氏手写本は東洋文庫に収められている。

⑥ 『史文』収載の史料を使った最近の研究としては、藤田明良『蘭秀山の乱』と東アジアの海域世界―十四世紀の舟山群島と高麗・日本―（『歴史学研究』六九八号、一九九七）があり、ここでは明朝の中書省が高麗国王に送った咨文「蘭秀山海賊干連人高麗高伯一審決発回事」（『史文』巻二）をもとに、当時の東アジア海域世界でのヒトとモノの動きをヴィジュアルに描き出している。ちなみに、私も別稿で『史文』を取り上げ、その史料の価値を論じている。本稿と重複する部分も少なくないが、一言付記

しておきたい。檀上寛「朝鮮王朝編『吏文』収載の「榜文」に見る明初の対外政策」夫馬進編『中国明清地方檔案の研究』文部省科学研究費国際学術研究共同研究報告書、二〇〇〇年。

⑦ 『吏文』および『吏文輯覽』の成立については、以下の研究を参照されたい。藤田亮策「読史閑話(三) 吏文輯覽」「書物同好会会報」四号、一九三九年。同「吏文と吏文輯覽」「書物同好会会報」十五号、一九四二年。後にも『朝鮮学論考』(藤田先生記念事業会刊、一九六三年)に収録。また韓国では安秉禧氏の一連の研究がある。「吏文諸書輯覽」「国語史資料研究」文学斗知性社、一九九二年。「増定于公奏議・駁議・奏議摺稿輯覽」解題」「季刊書誌学報」第八号、一九九二年。「増定吏文・増定吏文統集・比部招議輯覽」解題」「季刊書誌学報」第十七号、一九九六年。なお『吏文』に関する研究と安秉禧氏の論文内容については、富山大学教授藤本幸夫氏から多くのご教示を得た。ここに記して感謝の意を表したい。

⑧ 洪武年号は三十一年までだが、続く建文朝の四年間が篡奪者永楽帝に「革除」され、洪武年号に組み入れられたため、建文四年は洪武三十五年に相当する。

⑨ 黄彰建「明洪武永楽朝の榜文峻令」『中央研究院歴史語言研究所集刊』第四十六本、一九七五年。のち『明清史研究叢稿』(台湾商務印書館、一九七七年)に収録。

⑩ 『南京刑部志』の原文は以下の通り。

『南京刑部志』卷三、祥刑篇、掲榜示以昭大法
礼部為申明教化事。洪武三十五年十一月二十一日奉聖旨……、

一榜、洪武三十五年十一月初二日、為禁約事。奉聖旨、近有軍民人等、私自下番販賣番貨、透誘蠻夷為盜、走透事情。係礼部將洪武年間諸番入貢禁約事理申明、教各処知道、犯了照前例罪他。不問官員軍民之家、但係番貨・番香等物、不許存留販賣。其見有者、限三箇月内銷尽、三箇月外、敢有仍前存留販賣者、処以重罪。

⑪ 『明太祖實録』洪武二十四年十一月己丑。

⑫ 末松氏の更訂した『訓読吏文』の凡例によると、該書の卷末に附載する『吏文輯覽』はかつての京城帝國大学附属図書館所蔵本(嘉靖十八年刊

本)を底本とし、同一版本である同大学所蔵の奎章閣本、および藤田亮策氏の所蔵本を参照したという。

⑬ 前掲註⑦の安秉禧「増定吏文・増定吏文統集・比部招議輯覽」解題」の掲載されている『季刊書誌学報』第十七号には、韓国東国大学校所蔵の承文院本「増定吏文輯覽」の影印が付されており、本稿ではそれを利用した。

⑭ 胡惟庸の獄の政治的意義については、檀上寛「明王朝成立期の軌跡―洪武朝の疑獄事件と京師問題―」(『東洋史研究』第三十七卷第三号、一九七八年。のち『明朝專制支配の史的構造』汲古書院、一九九五年に収録)参照。

⑮ 陳寧は胡惟庸とともに『明史』の奸臣伝に立伝されている。それによると、かつて太倉の市舶提挙や松江知府等を歴任した後、胡惟庸の推薦で御史台中丞に抜擢され、やがて御史大夫にまで登り詰める。もともと「嚴刻」であった彼の性格は、御史台に移るといっそう高じたため、朱元璋は何度も諫めたが改まることはなかった。のちに朱元璋の仕打ちを恐れた彼は、胡惟庸と通謀して謀反を計画したが、洪武十三年に発覺、捕えられ処刑されたという。檀上寛『明の太祖朱元璋』(白帝社、一九九四年)二一五―二一八頁参照。

⑯ 以上の経緯については檀上寛「明初の海禁と朝貢―明朝專制支配の理解に寄せて―」『明清時代史の基本問題』(汲古書院、一九九七年)参照。なお、勘合は『明実録』洪武十六年四月乙未の条に、「遣使賽勘合文冊、賜暹羅・真臘・占城諸國。凡中国使者至、必驗勘合同、否則為偽者、許擒之以聞」とあるように、周辺諸國だけでなく、明の使者にも持参することが義務づけられていた。明の使者と偽って悪事を働くものがいたためである。その意味で、勘合は決して周辺諸國に対する貿易許可証などではなく、あくまでも正規の使節か否かを峻別するための証明書にすぎなかった。明のねらいはこうした正規の使節の往来を通して、東アジアに礼的秩序を確立することにあつたと思われる。

⑰ 『明太祖實録』洪武十年八月丁巳。

⑱ 『明太祖實録』洪武十年十月甲戌。

⑲ 『明史』卷三三四、外国五、三仏斉伝

時爪哇強、已威服三仏齊而役屬之。聞天朝封爲國王与己埒、則大怒、遣人誘朝使邀殺之。天子亦不能問罪、其國益衰、貢使遂絕。

⑳ 『明史』卷三二四、外國五、三仏齊伝。和田久徳「十五世紀初期スマトラにおける華僑社会」、『お茶の水女子大学人文科学紀要』五号、一九六七年。

㉑ 『御製大誥三編』「指揮林賢胡党第九」

前明州衛指揮林賢、帥兵守御、以備東海。所任之職、務在精操士兵、倣古名將、務要軍民安妥、使境内外無虞、竭忠事上、顯揚父母、貴其身名、榮及妻子、同諸將名書史冊、垂年不朽、豈不偉哉。本官出海防倭、接至日本國王使者婦廷用入貢方物。其指揮林賢移文赴都府、都府駭奏、朕命以礼送來至京。其婦廷用王事既畢、朕厚賞令婦、仍命指揮林賢送出東海、既婦本國。不期指揮林賢當在京隨驚之時、已与胡惟庸交通、結成党弊。及婦廷用婦、胡惟庸遣宣使陳得中密与設計、令林指揮將婦廷用進貢船隻、佞作倭寇隻、失錯打了、分用朝廷賞賜、却乃移文中書申稟。胡惟庸佯言奏林指揮過、朕責指揮林賢、就貶日本、居三年。胡惟庸暗差廬州人充宣使季旺者、私往日本取回、就借日本國王兵、佞作進貢來朝、意在作乱。其來者、正使如瑤藏主、左副使左門尉、右副使右門尉、率精兵倭人帶甲者四百余名、倭僧在外。比至、胡惟庸已被誅戮、其日本精兵就奔雲南守禦。洪武十九年、朕將本人命法司問出造反情由、族誅了当。嗚呼、人臣不忠者如是。且昔者天下大乱、有志有德者、全民命、全民居。無志無德者、焚民居者誠有七八。惟姑蘇張士誠、雖在乱雄、心本智為、德本施仁。奈何在下非人、兄弟不才、事不濟于僂兵。然而相從者父母妻子、當婦我之時、各各見存。其余從諸雄者、十七八年間、日遷月播、略無寧息。以其妻之說、朝為己妻、暮為他人之所有。朕者、一夫之後、再無異居。妻室為之已有、男女歲為生產、祖宗後嗣已立。天下大定、守在四夷。其指揮林賢年將六旬、又将輔人為乱、致黔黎之不寧、傷生所在、由不得罪于天人者乎。遂于十九年冬十月二十五日、將賢于京師大中橋、及男子出幼者皆誅之、妻妾婢之。

㉒ 前掲註④、陳尚勝「胡惟庸通倭問題弁析」。

㉓ 『明史』では日本への第一回目の遣使を洪武二年正月のこととするが、『皇明通記』卷二の洪武元年十一月の条に、「遣使頒詔、報諭安南・占城・高麗・日本各四夷君長」とあり、洪武元年十一月に第一回目の遣使

がなされていたことは、以前から知られていた。ただし使節派遣後の経緯は不明であったため、いろいろと憶説を生んでいたのだが、村井章介氏の『明国書并明使仲猷無逸尺牘』（『大日本史料』第六編之三十七）による研究で、使者は五島あたりで殺害され、日本に到着できなかったことが明らかになった。前掲註①、「日明交渉史の序幕」幕府最初の遣使にいたるまで一。

㉔ 『明太祖実録』洪武三年三月。

㉕ 『明太祖実録』洪武九年四月甲申朔。

㉖ 『明太祖実録』洪武十三年五月。

㉗ 『明太祖実録』洪武十三年九月甲午。

㉘ 『明太祖実録』洪武十三年十二月。

㉙ 前掲註③、村井章介「中世日本列島の地域空間と国家」。同「日明の政治的連環——一三七六—一三八六—」。

㉚ 『明太祖実録』洪武十三年五月。

㉛ 『明太祖実録』洪武十四年七月戊戌。

㉜ 『明太祖実録』洪武十四年七月戊戌。

㉝ 懐良親王を日本國王として冊封するため、明使が大宰府に到着した洪武五年、親王はすでに北朝方の九州探題今川了俊に敗れて、筑後の高良川に遁走していた。以後、親王は退勢を挽回できないまま、肥後の山中で二三

八六年頃に世を去る。それゆえ、洪武十九年（一三八六）まで幾度か入貢した懐良の使者も、実際に彼が派遣したのかどうかは疑わしく、九州地方

の諸大名が懐良の名を語って入貢したのではないかといわれてきた。最近ではそれに加えて、北朝—幕府側による「偽使」との見方も新たに提出さ

れている。前掲註③、橋本雄「室町幕府外交の成立と中世王権」。

㉞ 前掲註⑩、檀上寛「明初の海禁と朝貢—明朝専制支配の理解に寄せて—」。

㉟ 『御製大誥統編』「追問下蕃第四十四」

前軍断事官・提控案牘司使施德莊等、於洪武十九年三月十四日、刑部総部・司門部官吏胡寧・童伯俊等、縦囚書写文案、各官吏束手在閑、就令囚人楊遇春說事過錢、各受贓私。被司獄王中覺其事、人各別足鞭背、不知數目。不過半昼、已死数人、活者半存。当別足鞭背之時、特令五軍断

事官・大理・刑部・都察院・十二道会視刑之。豈期前軍断事等官吏施德莊・楊耀・喬方、於四月初四日問泉州衛指揮張傑等私下著事、接受指揮張傑等銀四百七十兩、鈔五百三十貫。施德莊・楊耀各分鈔一百七十貫、喬方一百六十貫。施德莊分銀一百七十兩、楊耀・喬方各分銀一百五十兩。將原告百戶范源擬作虛告、朦朧奏聞、意在殺無罪而脫有罪、身受賊私。朕命諸司會審、露出奸情。嗚呼前番賊私未終二十日、人已死訖一半、此等官吏不將非者為戒、殺身為寒心、公然冤枉無罪者、今各官人犯各死于有罪、是其宜也。

③⑥ 『御製大誥三編』 「指揮林賢胡党第九」によれば、林賢が処刑されたのは洪武十九年十月二十五日、良懷の使者の入貢は『明実録』に十九年十一月辛酉（九日）とある。

③⑦ 黄彰建「論『祖訓録』頒行年代并論明初封建諸王制度」、『中央研究院歷史語言研究所集刊』第三十二本、一九六一年。のち前掲註⑨、『明清史研究叢稿』に収録。中村榮孝「明太祖家法に見える侵略戦争抑制の規定―『祖訓録』『皇明祖訓』の対外関係条文―」、『朝鮮学報』第四十八輯、一九六八年。のち一部補訂の上、「明太祖の祖訓に見える対外関係条文」として『日鮮関係史の研究（中）』（吉川弘文館、一九六九年）に収録。

③⑧ 檀上寛『永楽帝―中華「世界システム」への夢―』講談社選書メチエ、一九九七年。